

株式会社商工組合中央金庫が実施する 有限会社ハートフルケアに対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫が実施する有限会社ハートフルケアに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2023年10月13日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

有限会社ハートフルケアに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が有限会社ハートフルケア（「ハートフルケア」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体で

- ある。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
 - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、ハートフルケアの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、ハートフルケアがポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

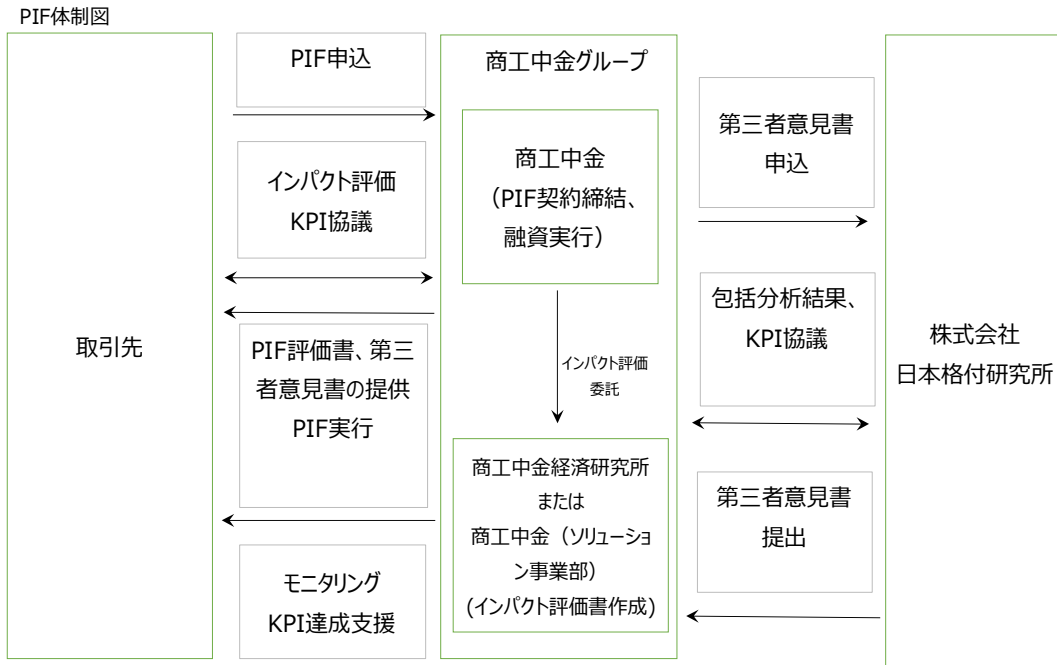
JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



JCR Sustainable PIF for SMEs

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。



PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるハートフルケアから貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

工藤 達也

工藤 達也



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2023年 10月 13日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が有限会社ハートフルケア（以下、ハートフルケア）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、ハートフルケアの活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブ・インパクト・ファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業^{※1}に対するファイナンスに適用しています。

※1 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念、経営方針等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	有限会社ハートフルケア
借入金額	100,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	7 年
モニタリング実施時期	毎年 7 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	兵庫県川西市出在家町 1 番 6 号
創業・設立	創業:1989 年 7 月 設立:1999 年 4 月
資本金	3,000,000 円
従業員数	465 名 (2023 年 8 月現在)
事業内容	・薬局 65% ・老人ホーム・サービス付高齢者向け住宅運営 28% ・その他サービス 7% (居宅介護支援、福祉用具販売・貸与、デイサービス、保育園運営)
主要取引先	個人顧客

【業務内容】

ハートフルケアは、1989年に兵庫県川西市で薬局を開業以降、京阪神エリアに積極的に薬局を出店し、現在では薬局のみならず医療、介護及び健康増進事業を幅広く展開する。主な事業は、①薬局、②老人ホーム・サービス付高齢者向け住宅運営、③その他介護サービスの3つに大別される。

①薬局

京阪神の9つの薬局から在宅や介護施設を中心に薬剤師が訪問し、薬剤管理業務を行っている。在宅医療は1997年開始以来26年の実績を有し、「薬剤師として何が出来るか」、「どうすればお役に立てるか」試行錯誤しながら在宅・施設における服薬管理のノウハウを蓄積し、地域住民の健康維持・増進に貢献している。50か所以上のクリニックや病院と連携し、要望に応じ医療チームも派遣している。

②老人ホーム・サービス付高齢者住宅の運営

「ロイヤルホーム」のブランドで老人ホーム・サービス付高齢者住宅を設立・運営している。

2015年8月のロイヤルホーム柴原を皮切りに、2020年以降北摂エリア（大阪府北部）に毎年2、3か所のペースで新設し、現在9施設、居室数556室を擁する。

「自立支援」、「健康づくり」、「生きがいづくり」の3つを目標に医療依存度が高い入居者にも生きる喜びを感じてもらえるよう心掛けている。日中は看護師が常駐し、治療中や長期入院後の医療ケアが必要な入居者も安心して暮らせる生活環境を提供している。レクリエーション、音楽療法、月1度のパーティ開催等、入居者の日々の暮らしに彩りを演出している。

③その他サービス

居宅介護支援、福祉用具販売・貸与、デイサービス、保育園の運営を行う。

【事業拠点】

機能	拠点名	所在地
薬局	ミヤケ薬局（本店）	兵庫県川西市出在家町 1-6
	京都桂ハートフル薬局	京都府京都市西京区榎原盆山 5
	東淀川ハートフル薬局	大阪府大阪市東淀川区豊新 1-21-29
	ばら公園薬局	兵庫県伊丹市荒牧 6-28-9
	県庁前ハートフル薬局	兵庫県神戸市中央区北長狭通 4-6-15
	大阪ハートフル薬局（大阪本部）	大阪府大阪市東成区神路 1-5-20
	神戸元町ハートフル薬局	兵庫県神戸市中央区北長狭通 4-6-7
	キセラ川西ハートフル薬局	兵庫県川西市火打 1-2-1
	今福鶴見ハートフル薬局	大阪府大阪市鶴見区鶴見 3-5-12
居宅介護支援	ミヤケ薬局 居宅介護支援事業所	兵庫県川西市出在家町 1-6

福祉用具販売・貸与	ハートフルケア本店 福祉貸与事業部	兵庫県川西市出在家町 3-3
デイサービス	楽しみやデイサービス川西	兵庫県川西市出在家町 18-16
保育	ハートフルキッズかわにし	兵庫県川西市中央町 3-6
	ハートフルキッズけんとう	大阪府吹田市岸部南 1-17-26
有料老人ホーム・ サービス付高齢者向け 住宅 ()は居室数	ロイヤルホーム柴原	大阪府豊中市柴原 2-6-25 (63室)
	ロイヤルホーム柴原駅前	大阪府豊中市柴原 4-8-22 (57室)
	ロイヤルホーム茨木	大阪府茨木市西田中町 3-31 (47室)
	ロイヤルホーム健都	大阪府吹田市岸部中 2-18 (96室)
	ロイヤルホーム箕面	箕面市西小路 5-4-13 (36室)
	ロイヤルホーム吹田駅前	大阪府吹田市朝日町 5-29 (83室)
	ロイヤルホーム池田五月丘	大阪府池田市五月丘 1-9-12 (60室)
	ロイヤルホーム東淀川	大阪府大阪市東淀川区下新庄 6-5-1 (52室)
	ロイヤルホーム伊丹荒牧	兵庫県伊丹市荒牧南 3-1-21 (62室)
	ロイヤルケア和歌山 (2023年10月開設予定)	和歌山県和歌山市福島 700-1 (165室)
情報サービス	医療・介護コンサルタント	兵庫県川西市出在家町 1-6
オンラインショップ	ハートフルケア BCC (ビューティーケアクラブ)	



写真① ミヤケ薬局
(ハートフルケア提供)



写真② ロイヤルホーム池田五月丘の概観と居室
(ハートフルケア提供)

【沿革】

1989年 7月	ミヤケ薬局開局
1999年 4月	有限会社ハートフルケア設立
2000年 4月	介護サービス事業開始
2012年 9月	大阪ハートフル薬局開局
2014年 7月	京都桂ハートフル薬局開局
2015年 3月	楽しみやデイサービス川西設立
2015年 8月	サービス付き高齢者住宅ロイヤルホーム柴原開設
2016年 11月	神戸元町ハートフル薬局開局
2017年 4月	東淀川ハートフル薬局開局
2017年 5月	キセラ川西ハートフル薬局開局
2018年 3月	企業主導型保育園ハートフルキッズかわにし開園
2018年 4月	ばら公園薬局開局
2019年 12月	今福鶴見ハートフル薬局開局
2020年 1月	サービス付き高齢者住宅ロイヤルホーム茨木開設
2020年 7月	サービス付き高齢者住宅ロイヤルホーム箕面開設
2021年 3月	住宅型有料老人ホームロイヤルホーム柴原駅前開設
2021年 6月	サービス付き高齢者住宅ロイヤルホーム吹田駅前開設
2021年 6月	県庁前ハートフル薬局開局
2021年 6月	企業主導型保育園ハートフルキッズけんと開園
2021年 8月	サービス付き高齢者住宅ロイヤルホーム健都開設

2021年 9月	サービス付き高齢者住宅ロイヤルホーム池田五月丘開設
2022年 4月	サービス付き高齢者住宅ロイヤルホーム東淀川開設
2022年 9月	サービス付き高齢者住宅ロイヤルホーム伊丹荒牧開設
2023年 10月	ナーシング型(*1)有料老人ホームロイヤルケア和歌山開設予定 (*1)ナーシング型ホーム 介護のみならず、看護師を中心とする医療提供や看取りを行う施設。 家族だけでの対応が難しい寝たきり等長期療養者に対し、医療と介護一体となって住み慣れたところで最期の時を過ごす場を提供する。

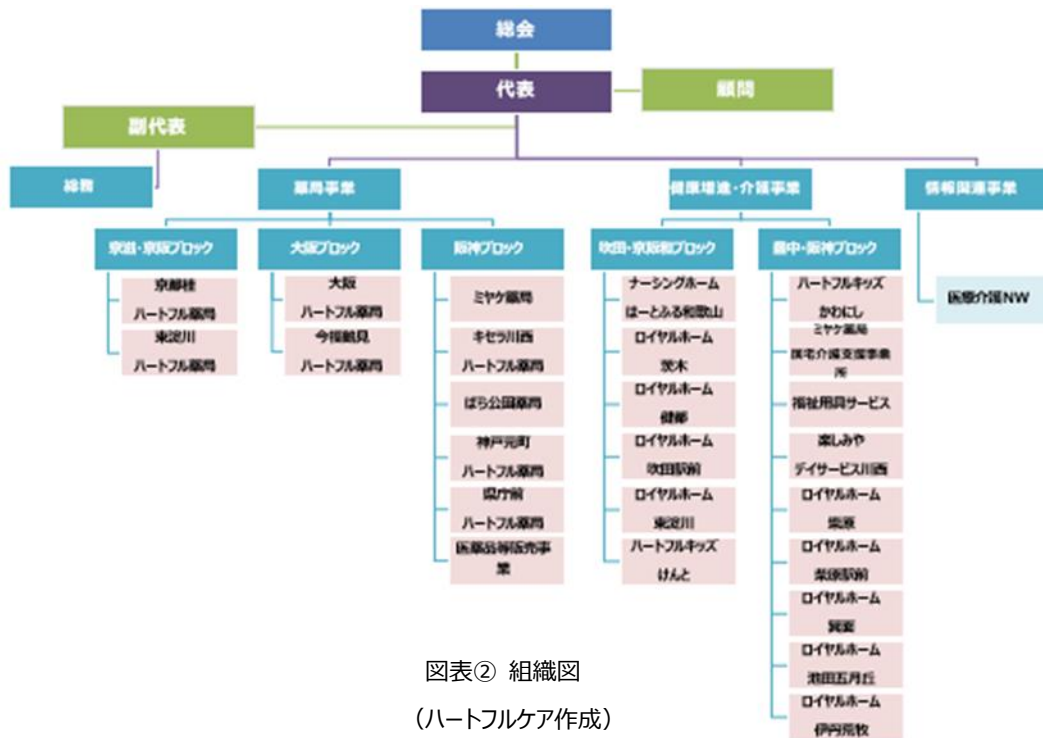
【ハートフルケアが運営する施設及び提供サービス】

	施設			居宅			地域密着		その他			
	保健弱者 高齢者向け 住宅	サービス付 高齢者向け 住宅	有料老人 ホーム	訪問介護 管理指導	居宅 介護支援	デイ サービス	コミュニ ティルーム	保育	福祉用具 レンタル・ 販売	老人ホーム 紹介	医療・介護 コンサルテ ント	ケア用品 販売
業 局	ミヤケ薬局	○		○								
	大阪ハートフル薬局	○		○								
	京都桂ハートフル薬局	○		○								
	神戸元町ハートフル薬局	○		○								
	東淀川ハートフル薬局	○		○								
	キセテ川西ハートフル薬局	○		○			○					
	ばら公園薬局	○		○								
	今橋鶴見ハートフル薬局	○		○								
介 護	堺市前ハートフル薬局	○		○								
	居宅介護支援事業所				○							
	福祉用具貸与事業部								○			
保 育	楽しみやデイサービス川西					○						
	ハートフルキッズかわにし							○				
備 康 増 進	ハートフルキッズけんとう							○				
	ロイヤルホーム柴原	○										
	ロイヤルホーム柴原駅前			○								
	ロイヤルホーム茨木	○										
	ロイヤルホーム藤都	○										
	ロイヤルホーム藤都	○										
	ロイヤルホーム吹田駅前	○										
	ロイヤルホーム油田五月丘	○										
	ロイヤルホーム東淀川	○										
情 報	ロイヤルホーム伊丹荒牧	○										
	ハートフルケアBCC											○
株式会社ハーツネット									○	○		

図表① 運営する施設及び提供サービス

(ハートフルケア作成)

【組織図】



図表② 組織図

(ハートフルケア作成)

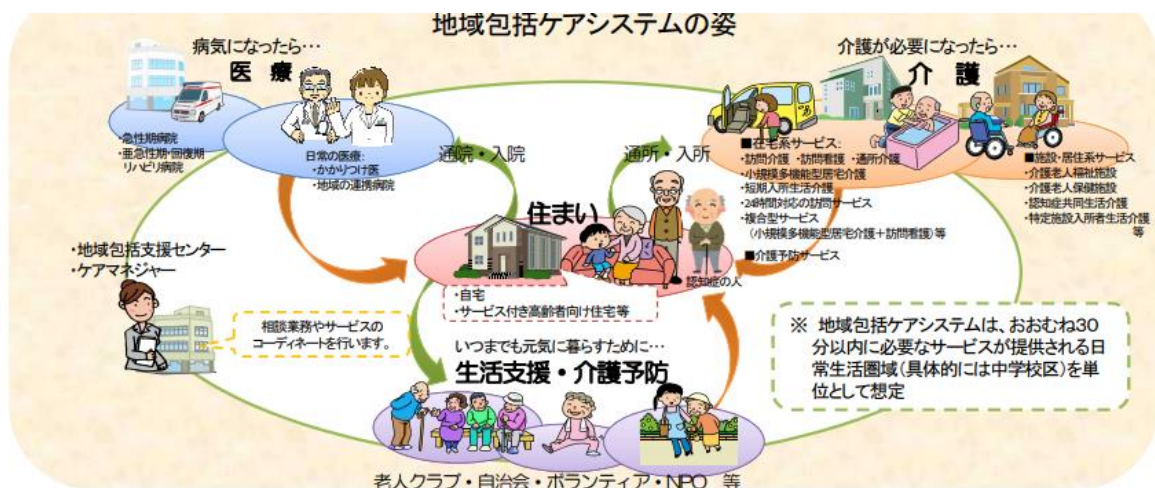
2.2 業界動向

医療・介護業界の動向でハートフルケアに関連するものとして、「地域包括ケアシステム」、「在宅訪問薬剤管理指導」、「サービス付高齢者向け住宅」につき以下の通り記述する。

■ 地域包括ケアシステム

日本は諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しており、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年には日本の後期高齢者人口は2,180万人となり、その後も増え続け、40年後には2,500万人（全人口の1/4）に達する見込みである。このため厚生労働省は2025年を目途に、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進している。

- 地域包括ケアシステムとは「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」を一体的に提供する仕組み。ハートフルケアは全ての分野に関わっているが、特に医療（薬局）と介護（老人ホーム・サービス付高齢者向け住宅）を積極的に支援する。



図表③ 地域包括ケアシステムの姿

(出所: 公益財団法人長寿科学振興財団「健康長寿ネット」)

・「住まい」

自宅やサービス付高齢者住宅等生活を送る場所を指す。

・「医療」

医療は、急性期病院、亜急性期・回復期リハビリ病院他、かかりつけ医や地域の連携病院を指す。病気になった際の入院等を急性期病院等が担い、日常の医療をかかりつけ医や地域の連携病院が担う。

・「介護」

介護は、在宅系サービスと施設・居住系サービスに分類される。在宅系のサービスでは訪問介

護、訪問看護、通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、24 時間対応の訪問サービス、複合型サービス（小規模多機能型居宅介護+訪問介護）等を指し、施設・居住系サービスは介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症共同生活介護、特定施設入所者生活介護等を指す。介護が必要になった時に自宅からあるいは施設へ入所して介護を受けられるような体制を整える。

・「介護予防・生活支援」

介護予防・生活支援では老人会、自治体、ボランティア、NPO 法人が主体となり、カフェやサロンの開催、配食+見守り、安否確認、食材配達等を行い、いつまでも元気に暮らすための仕組みを作っていくもの。また介護予防サービスを積極的に活用し、要支援 1 あるいは要支援 2 の人でも自宅で暮らしていけるような体制を整える。

■ 在宅訪問薬剤管理指導

地域包括ケアシステムの一環として、服薬する高齢者、寝たきりで医療と介護を必要とする高齢者を地域で支える在宅訪問薬剤管理指導がある。在宅訪問薬剤管理指導とは、通院が困難な在宅療養患者に対して、処方医の指示で作成した薬学的な管理計画に基づき患者の居宅を訪問し、薬歴管理、服薬指導、服薬支援、薬剤の服薬状況・保管状況及び残み残し薬の有無の確認を行い、訪問結果の処方医への報告までを含む業務である。

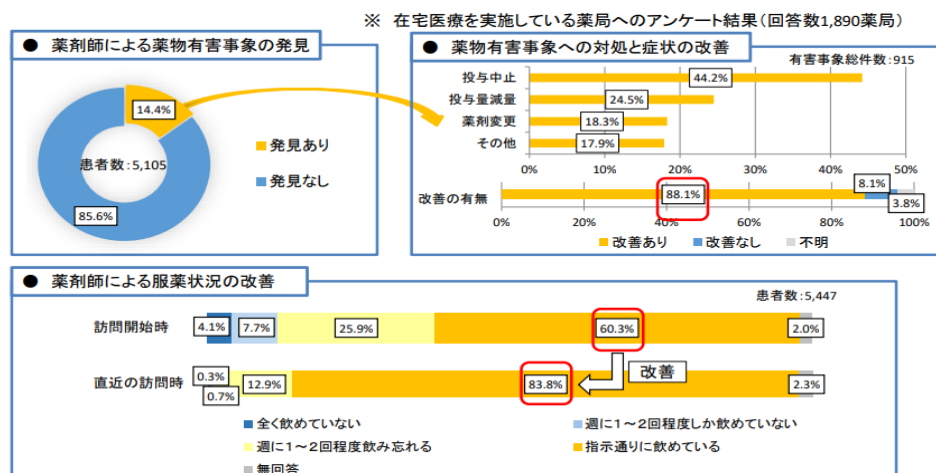
以下は、厚生労働省第 5 回在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ「在宅医療の基盤整備について」資料（令和 4 年 7 月 28 日）を参考に記載した。

● 在宅医療への薬剤師の関与とその意義

在宅医療において薬剤師により、薬物有害事象(*2)や服薬状況の改善が図られる。

(*2)薬物有害事象

薬物を投与された被験者・患者に生じる薬物の投与と時間的に関連した好ましくない、意図しないあらゆる医療上の事柄であり、薬物との因果関係（副反応など）の有無は問わない。

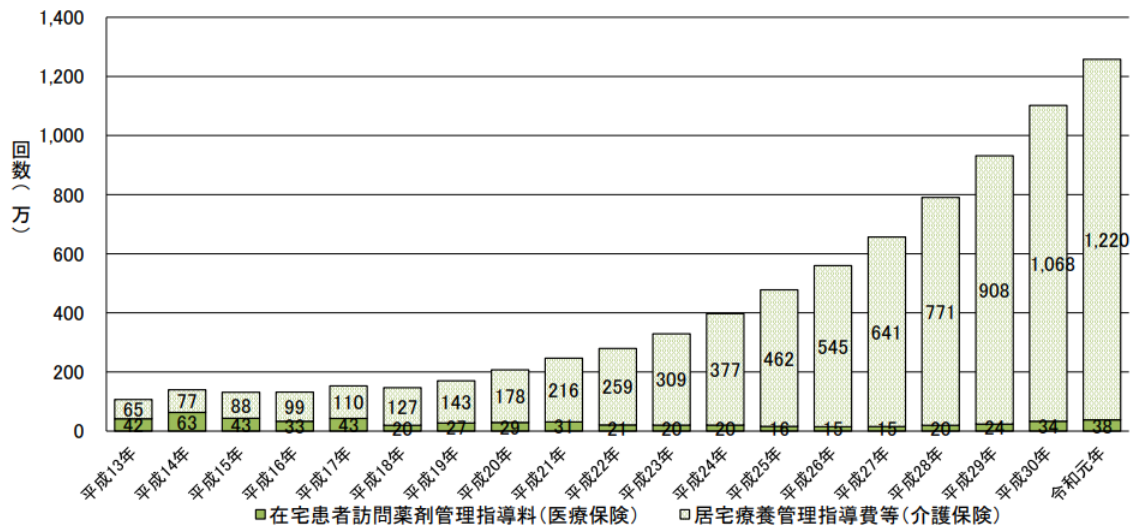


図表④ 在宅医療を実施する薬局へのアンケート結果

(出所：厚生労働省第5回在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ「在宅医療の基盤整備について」資料)

● 薬局における訪問薬剤管理指導の実施状況

保険の年間算定回数で見ると、医療保険がカバーする在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定回数は横ばい、介護保険がカバーする居宅療養管理指導の算定回数は伸びており、両方トータルで見れば、薬剤師による在宅薬剤管理指導の伸長が見られる。



注) 在宅療養を行っている患者に係る薬剤管理指導については、対象患者が要介護又は要支援の認定を受けている場合には介護保険扱いとなり、認定を受けていない場合には医療保険扱いとなる。

図表⑤ 薬局における在宅患者訪問薬剤管理指導の実施状況

(出所：厚生労働省第5回在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ「在宅医療の基盤整備について」資料)

ハートフルケアは、訪問薬剤管理指導において引き続き業務拡大を見込んでいる。

■ サービス付高齢者向け住宅

以下は、財務省広報誌「ファイナンス」令和4年2月号 コラム経済トレンド 92 「高齢期における居住環境の選択について」を参考に記載した。

● 高齢化に伴う住環境変更の必要性

65歳以上の高齢者がいる世帯は持ち家比率が高く、約8割が持ち家に居住しているが、子供の自立等によって居住者が減り、住宅の維持・管理に苦慮するケースは多い。また、貸家住まいの世

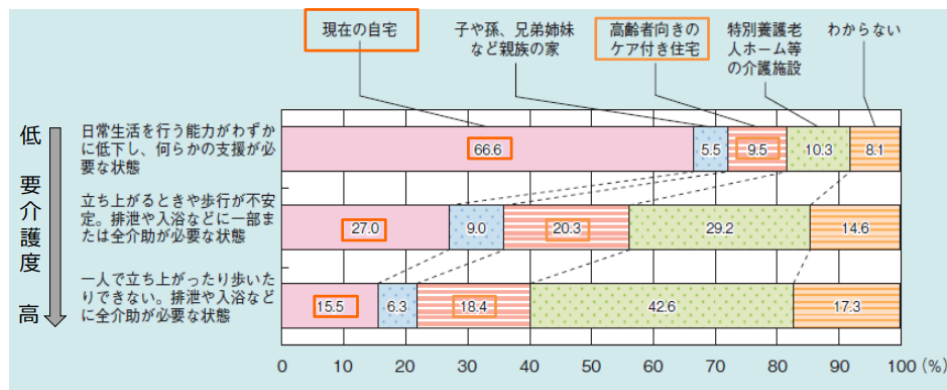
帯も含め約 6 割の住宅は一定のバリアフリー化に未対応である(*3)。

(*3)一定のバリアフリー化住宅とは、人が居住する住宅について、高齢者等のための設備・構造のうち 2 か所以上の「手すりの設置」または「段差のない屋内」がある住宅をいう。

(出所：総務省統計局平成 30 年住宅・土地統計調査 住宅の構造等に関する集計結果の概要)

● 高齢者向け住まいの選択肢

快適な老後生活を送るためには、自宅のバリアフリー化やサービス付高齢者向け住宅等高齢者住宅への住み替えが選択肢として考えられる。高齢者の多くは介護が必要になった場合でも出来る限り自宅に住み続けたいと考えている。住み慣れた地域、愛着のある場所である自宅での居住継続は望ましいことであるが、住宅管理の手間や改修の費用負担、家族に生じる介護への負担がデメリットとして生じ得る。また自宅生活の限界を超えた後の住み替えは、高齢者自身の判断能力低下、受入先の不足より希望を反映できないことも多い。将来を見据えた早めの住み替えは、新しい住まいの選定にある程度の時間を掛けることが出来るため、部屋の間取りや周辺環境、費用等の面で選択の幅を広げる。



(注) 対象は 65 歳以上の一人暮らしの男女

図表⑥一人暮らしの高齢者の介護の希望場所

出所：「高齢者の住まいに関する現状と施策の動向」

(国土交通省第 6 回サービス付き高齢者住宅に関する懇談会 2022/02/22 資料)

● サービス付高齢者向け住宅の魅力と今後の課題

新しい住宅への住み替えにおいて、費用面以外では、「住み慣れた地域を離れること」が最も不安視されている。早いうちに高齢者向け住まいに移住し、地域内で交流を深めて住み慣れた地域とすることで、快適な老後生活を送ることができるであろう。特にサービス付高齢者向け住宅は、「バリアフリー構造であること」、「安否確認や生活相談が受けられること」という 2 つ基本要件を満たすだけでなく、「地域内・多世代交流」や「医療機関との連携」等、高齢者の求めるサービスを提供している事例も多く、「安全・安心」と「生活の自由」の双方を兼ね備えた有力な選択肢である。しかしながら、

要介護度の高い高齢者の需要に特別養護老人ホーム等の供給が追いついていない。要介護度の高い高齢者も自身の状態に適した住まいを選べるような対策が求められている。

ハートフルケアは、今後もサービス付高齢者向け住宅の設立、運営に力を入れ、高齢者の安心・安全な住まいの確保とケアに寄与していく。

2.3 企業理念、経営方針等

■ 企業理念等

企業理念 (Vision)
健康と幸せを創造します
行動指針 (Values)
<p>・私たちの技を“磨く”「オリジナルサービスの実践」 業界のロールモデルとなるため磨くべき3つの要点</p> <p>①「訪問薬剤管理」の分野で業界トップクラスのサービスを維持する。</p> <p>②施設系サービスにおいて、医療依存度の高い入居者への対応を強化する。終末期医療と介護サービスは業界トップクラスのサービスを実施する。</p> <p>③介護予防は頭と身体のリハビリ型デイサービスを展開する。セルフメディケーション支援は薬局にインターネット相談窓口を加え、多くの相談に応える。</p> <p>・ひとを“育てる”「アメーバ戦略」(*4) ハートフルケアは職員一人ひとりのサービスで成り立つ企業。ひとが財産であり、職員の教育に力を入れていく。職員評価制度“明日の人事評価”をブラッシュアップし、報酬につながる人事評価の見える化、職員のモチベーションアップにつなげる将来のキャリアアップが見える化する。</p> <p>「アメーバ戦略」の応用で部門ごとのパフォーマンス評価、経営者養成プログラムの施行、部門長会議と部門別会議の定期実施により、「アメーバ戦略」による経営者意識を部門長のみならず次世代のリーダーにも刷り込み、次世代の経営者を育成していく。</p> <p>(*4) アメーバ戦略 組織をアメーバ（細胞）に見立てて、5～10人程度の小集団に細分化し、その小集団にリーダーを任命し、各アメーバを一つの企業とみなし、独立採算制で運営する経営手法。</p> <p>・その輪を“広げる”「他企業との連携強化」 一部事業の相互乗り入れや職員雇用の連携により、力ある企業との連携を強めていく。地域サービスの拡大につながる勉強会の主催や地域でリーダーシップを発揮できる人材を育成していく。</p>

ハートフルケアは、患者、利用者、顧客、関わりを持たれた全ての人々の心と身体の健康を増進することを企業理念（存在意義）と考えている。

■ ハートフルケアの3つの目標



私たちは日々歳をとります。
しかしながらいつまでも自立した快適な人生を送りたいものです。
自分らしく、前向きに生きていただくことが「自立」だと考えます。
医療サービス・介護サービスを通して、その「自立」に少しでもお役立て
いただくことが1つ目の目標です。



医療サービスや介護サービスはこの世になくてはならないものだと思います。
しかし、これらのサービスを多く受けることが決して幸せなことではありません。
食や運動を考えた健康増進サービスを通して、なるべく医療・介護のお世話
にならないようご指導することが2つ目の目標です。



“身体の健康”以上に“心の健康”を増進することが大切です。
人々の心の健康を増進するために必要なものは、私たちハートフルケア
一人一人の相手の人を思いやる“健康な心”だと考えます。
人々のお役に立てるといふ“生きがい”の輪を広げていくことが3つ目の目標
です。

2.4 事業活動

ハートフルケアは以下のような環境・社会・経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【社会面】

■ シームレスな健康・医療・介護サービスへの取り組み

ハートフルケアは、わが国の社会保障制度の存続のために自ら出来ることは何かを考え、「医療・介護サービス」と「心と身体の健康増進」の融合へ方向づけた。3つのステージ ①終末期までかかわる“在宅医療・介護の推進”、②その前段階での“医療・介護の重度化予防”、③更にその前段階での“セルフメディケーション”の充実が重要と考えた。薬局開局（1989年）を皮切りに、介護ケアプラン作成や福祉用具販売・レンタルを行う介護サービス（2000年）、医療依存度の低い利用者向けデイサービス（2015年）、サービス付高齢者向け住宅運営（2015年）、保育園運営（2018年）と事業を拡大し、健康の維持・増進から終末期ケアまでシームレスな（切れ目のない）サービスを目指してきた。

■ 在宅訪問薬剤管理指導

ハートフルケアは、薬剤師が自宅や老人ホームを訪問し、服薬指導を行う在宅訪問薬剤管理指導の草分け的存在である。1997年の開始以来 25年超の実績を持ち、薬剤師としてどのようにすれば患者のお役に立てるのか試行錯誤を重ね、在宅や老人ホームへの訪問管理のノウハウを蓄積してきた。処方箋を待ち調剤する通常の調剤薬局とは異なり、薬局から外に出て地域医療に貢献する攻めの姿勢を貫いてきた。以下の5つの強みを有する。

[在宅訪問薬剤管理指導における5つの強み]

①24時間365日訪問体制

薬剤師の輪番体制を確立し、必要とされる際にいつでも患者のもとに駆けつけることが出来る。

②無菌調剤室

基幹となる薬局に無菌調剤室を設置し、中心静脈栄養(*5)や注射剤の混合が可能である。



写真③ 無菌調剤室と作業風景（ハートフルケア提供）

(*5)中心静脈栄養

静脈栄養には、腕などの末梢静脈から投与する「末梢静脈栄養（PPN）」と心臓に近い太い血管である中心静脈から投与する「中心静脈栄養（TPN）」がある。TPN は高カロリー輸血とも言われ、高濃度の栄養輸液を中心静脈から投与することでエネルギーをはじめカラダに必要な栄養素を供給することが出来、栄養状態の悪い患者や長期間（1週間以上）経口摂取できない患者に用いられる。

③現場でのカンファレンス

必要に応じて医師に同行し、現場でのカンファレンス（患者のケアに関する話し合い）を実施できる。

④大型の全自動錠剤分包機

各薬局に大型の全自動錠剤分包機を設置し、錠剤やカプセルを1回の服用分ずつパックにする一包化やセッティング（配薬）が迅速に行える。薬の調剤や鑑査のオートメーション化を進め、薬剤師が患者やその家族と触れ合える時間を確保し、5つのアセスメント（食事、排せつ、睡眠、動作、精神状況等の変化）をしっかりと把握し、薬剤が安全に使用されていることを確認できるよう支援する。



写真④ 錠剤分包ロボット



写真⑤ 散薬分包ロボット

（ハートフルケア提供）



⑤フィジカルアセスメント

薬の効き過ぎ、副作用の発現防止のためには薬剤の種類に応じたリスク管理が重要であり、適時にフィジカルアセスメント(*6)を実施している。

(*6)フィジカルアセスメント

問診、視診、聴診、打診、触診等を用いて患者の情報を集め、分析し、患者にあった対応を考えること。

こうした取り組みが幅広く知れ渡り、関西エリアで病院・クリニックの新規出店の際、ハートフルケアが薬局の新規出店要請を受けるケースは多い。

■ 医療・介護連携のサービス付高齢者住宅

2015年8月事業開始のサービス付高齢者向け住宅運営では医療と介護の連携を図るべく、施設内に訪問介護事業所と訪問看護事業所を設け、「職員自ら入りたい高齢者住宅にしよう」と業務に取り組んでいる。以下の5つの強みを有する

[サービス付高齢者向け住宅の運営における5つの強み]

①安心の医療・看護体制

日中は看護師が常駐、医師は定期的に訪問し、利用者の日々の健康を管理している。

②きめ細やかな介護サービス

24時間介護スタッフが常駐し、利用者の生活ケアを行う。一部施設で見守りシステム「眠りスキャン」(*7)により体動を測定し、睡眠・覚醒状態を把握し、適宜必要なケアを提供する等、介護機器を積極的に導入している。

③味覚を満足させる食事の提供

東洋医学に基づく「五味調和」(五味:酸味、苦味、甘味、辛味、鹹味(えんみ:塩辛い味))をしっかりと感じられる料理を提供している。

④リハビリテーションの充実

理学療法士の指導により運動機能の回復・維持をしっかりサポートしている。

⑤日々楽しみのあるレクリエーション

健康増進、教育活動、買い物動作レクリエーション等、生活の質の向上を目指す。毎月スタッフが工夫を凝らし、音楽療法(音楽の持つ特性を生かしたプログラムを通じたリハビリ)に基づくイベント「はーとの日」を開催している。

(*7) 見守り「眠りスキャン」

シート状のセンサーをマットレスの下に敷きこむだけで、身体に何も装着することなく、ベッド利用者の呼吸数や心拍数、睡眠状態、覚醒、起き上がり、離床動作などを遠隔でリアルタイムに把握することができるセンサー。ベッドに設置するだけでパソコンやタブレットにリアルタイムに状態が映し出され、各々の入居者の状況が見える化され、プライバシーに配慮しながら体調変化の早期発見が可能である。入居者の睡眠状態をリアルタイムに把握できるので、夜間でも効率的な見守りが可能となり、夜間巡視の際にも入居者の睡眠を妨げることなく、トイレ誘導やおむつ交換を行える。またスタッフが入居者と接する事なく生体情報等を見守りできるので、感染症拡大防止にも繋がる。



従前、医療依存度が中程度の利用者向けにサービス付高齢者向け住宅の設立・運営を行ってきたが、終末期ケアまでのシームレスなサービスを標榜するハートフルケアは今後、ナーシングホーム型施設の設立・運営を進めていく。前述の通り、多くの高齢者は介護が必要になった場合でも出来る限り自宅に住民続きたいと考えるが、自宅介護施設等で最後を迎えることは難しく、また要介護度の高い高齢者をケアする特別養護老人ホーム等の供給も追い付いておらず、病院で亡くなる人が多い。ハートフルケアのナーシングホーム型高齢者向け住宅が今後こうした需要に応えていく。

■ 人材育成への取り組み

● 教育体制の充実

教育担当者が年間研修計画を策定し、以下の研修を実施している。

① 経営者育成研修

経営感覚を身につけたリーダーとして各拠点長を育成すべく、会計士、企業経営者等を外部講師に招いた“ハートフルアカデミー”と称する幹部向け研修を年2回実施している。

② 専門職研修

各店舗・施設が、製薬会社の紹介ルートでメーカーの開発担当者等を招き、看護師、ケアマネージャー等専門職向けに最近のトピックス等の研修を隔月実施している。

③ 新入職員への研修

新入職員に対しては、本社集合研修の後、2ヵ月間の現場研修を経て、更に新入社員ごとにトレーナーが6ヵ月間付き、OJT指導を実施している。

④奨学金付与

大学の薬学部 5、6 年生を対象に奨学金を支給し、将来ハートフルケアを目指す人材を支援している。

● 表彰制度

永年勤続（10 年、20 年）表彰、部門別の業績表彰を実施している。

■ 職場環境・働きがい向上への取り組み

● 労働時間短縮

各部署の部門長は、残業の削減と定時退社を継続的に呼びかけ、職域の繁閑を見て随時シフト調整を行っている。結果として、会社全体で残業は特別なものであるとの意識が定着しており、介護現場では一般職の時間外労働は、ほぼゼロである。また年間休日を現状 110 日から 2024 年 4 月から 2026 年 3 月迄の 2 年間で 120 日迄増加を図ることで、年間総労働時間短縮を進めていく。

● 有給休暇取得推進

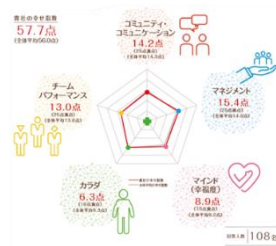
従業員ひとり一人が働きがい、魅力的な職場と感じる職場環境の実現に力を入れている。職場長が取得率 50%以下の従業員に取りにくい事情をヒアリングし、フォローする等、会社を挙げて有給休暇取得を推進しており、2022 年の有給休暇取得率は 64%と政府目標の「令和 7 年までに取得率 70%」に近い水準である。

● 従業員エンゲージメント向上

ベースアップ、キャリアアップの見える化（人事評価制度の整備）、社内保育所や提携の企業主導型保育園の活用による「子どもが生まれても職場に戻れる体制づくり」を図っている。

● 働きがい向上への取り組み

会社の発展と社員の幸福を追求しながら、個人の幸福度と組織のパフォーマンスを両立させる目的で、商工中金が提供する「幸せデザインサーベイ（※）」に取り組む予定である。ハートフルケアは幸せデザインサーベイを実施し、その後も継続実施することで従業員の幸福度の変化を把握し、より満足度の高い、働きがいのある企業を目指していく。



※幸せデザインサーベイ

幸せデザインサーベイは、従業員アンケートの実施により中小企業の幸せを可視化するサービス。会社の幸せを、組織としての「コミュニティ・コミュニケーション」、「チームパフォーマンス」、「マネジメント」と、個々の従業員の「カラダ」、「マインド（幸福度）」の5つの要素から構成。総合点を幸せ指数として算定する（100点満点）。

● 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、以下の行動計画を策定し、概ね実施している。

[一般事業主行動計画]

1.計画期間:令和4年4月1日～令和8年3月31日

2.次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

目標1：子供を育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の運営

令和4年4月～ 企業主導型保育園「ハートフルキッズかわにし」及び「ハートフルキッズけん」とについて、引き続き運営継続する

目標2：子育て中の労働者が事業所内保育施設を利用する場合、費用の援助措置の実施

令和4年4月～ 社員が事業所内保育施設を利用する場合は、一部会社負担を実施する。

3.女性活躍推進法に基づく行動計画

目標1：全社員の一月あたりの平均残業時間を10時間以内とする

令和4年10月～ 所定外労働の状況について毎月実態を把握し、管理者へ周知し業務改善を行う

目標2：非正社員の中から正社員への登用を5名以上実現する

令和4年5月～ パート社員を対象として、雇用形態転換希望のヒアリングを実施する

令和4年6月～ 正社員に転換するための登用面接を実施する

令和4年7月～ 面接合格者について、正社員への登用を開始する

以降、毎年上記の取り組みを行う

【社会面・経済面】

■ ダイバーシティの推進への取り組み

ハートフルケアは、高齢者、障がい者、女性の雇用を大切にしており、以下の取り組みを行っている。

● 高齢者雇用への取り組み

60歳定年を迎えた従業員は本人からの継続雇用の希望があれば、1年更新での雇用延長に応

じている。2023年8月末時点で60歳以上の従業員は43名在籍している。

- 障がい者雇用への取り組み

障がい者は7名在籍しており、障がいの特性に応じて薬剤師、清掃等の業務に就いている。障がい者雇用率は2023年8月時点で1.8%と法定雇用率（2.3%）を下回っている。ハートフルケアはバリアフリー化、オートメーション化等、障がい者が勤めやすい職場づくりに努め、障がい者雇用の増加を図っていく。

- 女性活躍への取り組み

全従業員の80%が女性であり、夜間勤務を要する女性介護職も多く、夜間勤務者の70%が女性である。また役員3名のうち2名、部門長（管理職）の28名（60%）が女性であり、女性の活躍が不可欠な職場である。

- 外国人介護技術人材の高度化への取り組み

ハートフルケアでは2021年から大阪府池田市の介護福祉養成校と連携して、ネパール人、ミャンマー人留学生を受け入れ、介護人材の高度化を支援している。具体的にはハートフルケアが養成校への寄附や留学生の身元保証を行い、在学学生を実習アルバイトとして受け入れ、卒業後は正社員として雇用し、継続支援している。新人職員教育と同様、1名に1人に同性の相談員が付き、机上で学びにくい生活面のアドバイスを行っている。現在実習アルバイト4名、正社員2名が在籍しており、特に正社員は介護福祉士（*8）資格を得て、ロイヤルホーム（老人ホーム・サービス付高齢者向け住宅）で活躍している。今後、毎年数名の雇用者数の増加を図っていく。

（*8）介護福祉士

「社会福祉士及び介護福祉法」に基づく国家資格。介護福祉士は専門的知識及び技術を有し、身体上及び精神上の障がいがあることで日常生活を営むのに支障がある人へ状況に応じた介護を行い、その人及び介護者に介護に関する指導を行う。主にホームヘルパー（訪問介護員）や社会福祉施設の介護職員として介護業務にあたっている。

【環境面】

■ 省エネへの取り組み

老人ホーム・サービス付高齢者向け住宅は、高齢利用者の生活空間であり、高齢者の体調と快適な生活環境の維持を優先し、省エネルギーへの取り組み余地は限られるため、可能な範囲で省エネルギーに取り組んでいる。ロビーや応接スペースの無人時の消灯に努めており、館内や居住室内に低電力型のエアコンを導入済である。また薬局店舗の照明は全てLED化を終えている。

■ **廃棄物削減への取り組み**

ハートフルケアでは、廃棄物としては老人ホーム・サ高住から発生する食品残渣、紙おむつ等の一般産業廃棄物がある。臭いが伴う、不衛生なゴミは事業所内で分別保管の上、適切に下水処理や一般産業廃棄物として処理している。

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質（一定の固有の特徴がニーズを満たす程度）		
水（アクセス）	食糧	住居
保健・衛生	教育	雇用
エネルギー	移動手段	情報
文化・伝統	人格と人の安全保障	正義
強固な制度・平和・安定		
質（物理的・科学的構成・性質）の有効利用		
水（質）	大気	土壌
生物多様性と生態系サービス	資源効率・安全性	気候
廃棄物		
人と社会のための経済的価値創造		
包摂的で健全な経済	経済収束	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクト領域を表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	病院事業、居住介護施設
ポジティブインパクト	住居、保健・衛生、雇用、人格と人の安全保障
ネガティブインパクト	保健・衛生、雇用、人格と人の安全保障、気候、廃棄物、包摂的で健全な経済

【当社の事業活動を踏まえ特定したインパクト】

■ポジティブインパクト

インパクト	取組内容
住居、保健・衛生、人格と人の安全保障、雇用、経済収束	➢ 幅広い健康・医療・介護サービスの提供及びグループでのノウハウの共有
教育	➢ 外国人介護技術人材の高度化への取り組み
雇用	➢ 幸せデザインサーベイを利用した従業員幸福度の向上
雇用、包摂的で健全な経済	➢ ダイバーシティの推進による雇用機会の拡充

■ネガティブインパクト（緩和の取り組み）


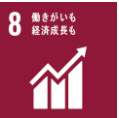

インパクト	取組内容
保健・衛生、雇用、包摂的で健全な経済、人格と人の安全保障	➤ 総労働時間の減少・有給休暇取得率の向上
気候、廃棄物	➤ 省エネへの取り組み、廃棄物削減への取り組み


4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

ハートフルケアは商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下 KPI という）を設定した。

【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	住居、保健・衛生、雇用、経済収束
取組内容（インパクト内容）	幅広い健康・医療・介護サービスの提供及びグループでのノウハウの共有
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 老人ホーム・サービス付高齢者住宅の部屋数を 2029 年末までに 1,200 室迄増加する。（2023 年 8 月現在 580 室） 上記のうちナーシング型高齢者住宅事業所を 2025 年末までに 3 施設増設する。（2023 年 8 月現在 2 施設） ● 事業所増により 2029 年末の従業員数を 2022 年末比 300 名増加する。（2023 年 8 月現在 465 名） ● 現状の薬局及び老人ホーム・サービス付高齢者住宅等シームレスなサービスへのラインナップを維持する。
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 健康の維持・増進から終末期ケア迄シームレスなサービスを行うハートフルケアは、とりわけ終末期医療等比較的重度の利用者向け需要への対応を重視し、ナーシング型高齢者住宅の設立・運営を進めていく。介護スタッフの大幅増員が必要となるが、職場環境の充実、働きがいある職場への取り組みを進め、スタッフを確保していく。


貢献する SDGs ターゲット	3.8	全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC)を達成する。	
	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。	

特定したインパクト	教育		
取組内容（インパクト内容）	外国人介護技術人材の高度化への取り組み		
KPI	● 2029 年末までに外国人介護技術人材の中から介護福祉士を 10 名育成する。（2023 年 7 月現在 2 名）		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ ハートフルケアは、介護福祉養成校のネパール人、ミャンマー人留学生を在学中は実習アルバイト、卒業後は正社員として雇用し、介護福祉士資格取得を支援していく。		
貢献する SDGs ターゲット	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	


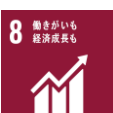
特定したインパクト	雇用、包摂的で健全な経済	
取組内容（インパクト内容）	ダイバーシティの推進による雇用機会の拡充	
KPI	● 高齢者雇用の維持・増加 2029 年末までに 60 歳以上の雇用者数を 30 名増加する。（2022 年末 40 名）	
	● 障がい者雇用の増加・維持	


	<p>2029 年末までに障がい者雇用者数を 7 名増加し、法定雇用率を充足する。(2022 年末 7 名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性管理職の維持 2029 年末の女性管理職を 28 名 (2022 年末数) 以上とする。 ● 外国人雇用の増加 2029 年末までに外国人雇用数を 15 名増加する。(2022 年末 6 名)
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 高齢者、女性、外国人は現時点でも多く活躍しているが、働きやすい環境を整備し、一層の増員を図る。 ➢ 障がい者は現状求職者が余り多くなく、法定雇用率は未充足であるが、バリアフリー化、オートメーション化等、障がい者が勤めやすい職場づくりに努め、雇用増を図っていく。 ➢ 女性管理職は内部育成の上、増員を図るが、一方で退職者も多く、現状数の以上の維持を KPI とする。
貢献する SDGs ターゲット	<p>5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。</p> 
	<p>8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p> 
	<p>10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p> 

特定したインパクト	雇用
取組内容 (インパクト内容)	幸せデザインサーベイを活用した従業員幸福度の向上
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2023 年中に幸せデザインサーベイを実施し、その数値改善のための施策を決定する。以降改善効果を確認するため、幸せデザインサーベイを隔年実施する。

KPI 達成に向けた取り組み	<p>➤ 「幸せデザインサーベイ」を実施し、その結果を経営陣と従業員が対話の上、改善を図り、社員にとって満足度の高い、働きがいのある企業を目指す。</p>	
貢献する SDGs ターゲット	<p>8.5 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</p>	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	保健・衛生、雇用	
取組内容（インパクト内容）	時間外短縮・有給休暇取得率の向上	
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 年間平均総労働時間を 2022 年 2,168 時間より 2029 年 2,080 時間へ削減する。 ● 有給休暇取得率を 2029 年末までに 70%以上とする。 (2022 年の有給休暇取得率 64%) 	
KPI 達成に向けた取り組み	<p>➤ 薬局や介護施設でのオートメーション化を進めることで、時間外労働の抑制とともに年間休日を増やし、年間平均総労働時間短縮を図っていく。</p> <p>➤ 有給休暇取得率は現時点でも高い水準にあるが、更に取得しやすい雰囲気醸成し、政府目標の令和 7 年まで 70%達成を目指す。</p>	
貢献する SDGs ターゲット	<p>8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。</p>	
	<p>8.5 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。</p>	

	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
--	-----	------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------

なお、「人格と人の安全保障」はポジティブインパクトとして特定しているが、サービス対象者への虐待等の事象はなく、定量的な目標設定が困難なことから KPI は設定していない。また、ネガティブで特定している「人格と人の安全保障」「包摂的で健全な経済」は、医療・介護部門のオートメーション化が進展し、介護従業員の時間外労働も抑えられ、労働環境の改善が進んでいること、「気候」、「廃棄物」も、既に緩和への取り組みが進んでいるため KPI は設定していない。

5.サステナビリティ管理体制

ハートフルケアでは、本ファイナンスに取り組むにあたり、三宅代表取締役を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、三宅代表取締役を最高責任者とし、酒井専務がプロジェクトリーダー、橋本総務部次長が事務局となり、関係各部と連携をとりながら、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役 三宅 圭一
(プロジェクト・リーダー)	専務取締役 酒井 美那子
(事務局)	総務部次長 橋本 卓治
(KPI 推進リーダー)	設定した KPI ごとにリーダーを選任

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、ハートフルケアと商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、ハートフルケアと協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。ハートフルケアは、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 岡 富士夫

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190